

取扱区分：公開

令和2年第13回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年12月25日（金）

〔場 所〕 304・305会議室

令和2年第13回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第13回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年12月25日（金） 午後1時00分

2 閉会日時 令和2年12月25日（金） 午後3時10分

3 出席委員（13人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳
4 番 野口 勇	5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司
8 番 寺田 進	9 番 岩崎 久	10 番 山本 寿一
11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭	13 番 原田 順一
14 番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（1人）

7 番 高橋 建一

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）渋谷 悟	（黒浜）新井 仁
（黒浜）小澤 はつ江	（蓮田）増田 雅暢	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）

議案第2号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 3 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 柴田 賢次

事務局副主幹 左右田 尚紀

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第13回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和2年11月25日に開催いたしました、令和2年第12回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。委員の皆様には伺いますが、修正箇所はありますか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。農業委員において、1名欠席の連絡がありましたので14名中13名の出席をいただいております。

従いまして、必要な定数に達しているため、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出の議案は事前に配布の資料のとおりでございます。農地法などの法令の許可に関する議案は、議案第1号から議案第4号までの40案件となり、報告は、報告1から報告3までの9案件となります。

初めに、2ページの議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（賃借関係）」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をお願いいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号番号1から番号2につきまして、担当地区委員さんから説明をお願い申し上げます。

(委 員)

借受人は、高齢のため管理が難しくなってきたとのことで、農林公社の方に貸付をお願いするとのことでした。以上です。よろしくお願いいたします。

(議 長)

では、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

委員さんのお話のとおりで、議案第2号の農用地利用配分計画案の番号1から5を新しく●●●●様が借り受けることになっております。

(議 長)

議案第1号の番号1、2については、担当地区委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようですので、採決をいたします。

議案第1号の番号1、番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1、番号2については承認をすることにいたします。

次に、3ページ、議案第2号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございます。担当地区委員さんから説明をお願い申し上げます。議案第2号について事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1から5について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

代表の方のお話を伺いました。こちらは従業員が●、●名の若い方で大規模な会社で10町ぐらいは畑をしていますが、もう少し面積を増やしたいと土地を探していたところ、農林公社様からご紹介されました。何年か前から試験的に使わせていただいております、作物が出来

そうとのことで今回、正式に申し込みがありました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ありがとうございました。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委 員)

●●●●●●とは、どのような会社ですか。

(委 員)

親会社は、ビルの設計あるいはダム設計をしております。

(委 員)

この土地で何を耕作されているのか。

(委 員)

白菜です。すでに作っております。

(委 員)

社員の方は、都内から来ているのですか。

(委 員)

●●●●の近くに拠点がありまして、そこから通っております。

(事務局)

●●市で大きく事業をされていて、学校給食にも納入しているとのこと。

(委 員)

実績のある会社です。

(委 員)

この会社は10町くらい耕作しているということですが、主力はどこの地区ですか。

(委 員)

●●●●地区になり、5、6年になります。

(委 員)

補足になりますが、代表の方は埼玉県の指導農家で、私と一緒にメンバーとして入っている方なので、かなり信用はございます。

(委 員)

その方が●●地区なのですか。

(委 員)

そのとおりです。親会社からの出向で代表になっております。

(議 長)

先ほども話が出ましたが、親会社とはどのような会社なのか。

(委 員)

●●にある、ゼネコンなどの関係です。

(議 長)

他に質問はよろしいでしょうか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号1から5について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1から5について承認することにいたします。

次に、議案第2号の番号6から14について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

●●●●さんが耕作していましたが、高齢のため解約をしたいとのことで、新たに●●●●さんが耕作をしたいとのことです。

●●地区では初めてになりますが、●●地区で約4反の水田を耕作しております。また、トラクター、コンバインと一式揃っており、これからも耕作の方を広げていきたいとのことです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号6から14の補足説明させていただきます。こちらに関しまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」の合意解約の内容の14ページをご覧ください。

番号4の賃借人の分を、新たに●●さんが配分を受けたという形になります。耕作が難しいということで、借りることを辞めたいと聞いております。

(議 長)

議案第2号の番号6から14について担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委 員)

借受人の方の年齢はおいくつですか。

(委 員)

●●歳です。認定農業者になっています。

(議 長)

他に質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号6から14について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号6から14について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号15から26について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

借受人が●●●●さんで、●●●の田んぼを借りるということになっています。事務局から補足説明をお願いします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号15から26の補足説明させていただきます。こちらに関しても、13ページの合意解約の届出があります。番号2、番号3の賃借人が農林公社から借り受けてい

た分を新たに●●●●さんが借り受けるということで、お二人とも高齢のため減らしていきたいというご希望があり、解約に至ったと聞いております。

(議 長)

議案第2号の番号15から26について、担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第2号の番号15から26について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号15から26について承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号27から29について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

番号27から29までの借受人は、●●●●になります。実家が●●●●にあり、トラクターや農業機械を置いて●●●●から通って農業をしています。新たに水田を借りたいとのことです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号の番号27から29の補足説明させていただきます。こちらに関しても、13ページの合意解約の届出があります。番号1の賃借人の3筆が●●●●さんに配分されることになります。少しずつ減らしていきたいとのご希望で、解約に至ったと聞いております。

(議 長)

議案第2号の番号27から29について担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第２号の番号２７から２９について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第２号の番号２７から２９について承認をすることにいたします。

次に、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第３号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

（事務局） — 議案第３号、議案書朗読 —

（議長）

議案第３号の番号１につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

（委員）

— 所在地についての説明 —

譲受人のお話ですと、この土地は以前から不耕作地となっており、管理もされず大変困っていたのですが、定年で仕事も辞め時間に余裕ができたのと、目の前にあるとのことで自分が管理できないかと思い、譲渡人に相談したところ譲っていただけるとのことで、今回の申請に至りました。補足説明がありましたら、事務局の方でよろしくをお願いします。

（議長）

ありがとうございました。事務局で補足説明がありましたら、お願いします。

（事務局）

議案第３号の番号１について補足説明させていただきます。補足説明資料の２ページをご覧ください。

今回の申請者につきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積４０ａ以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして１２月１１日にすべて耕作を確認しております。

地域との調和要件は、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、ご本人が１６０日以上、ご主人が５０日以上、年間延べ日数 男性５０日、女性１６０日、年間１５０日以上耕作するということで要件は全て満たしています。

以上、補足説明といたしまして、皆さまご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議長）

議案第３号の番号１については、ただ今、担当地区委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第3号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号1について承認をすることにいたします。

次に、議案第3号の番号2について、担当地区委員から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人に話を聞いたところ、このような話となったと伺っております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号番号2の補足説明させていただきます。補足説明資料の6ページをご覧ください。

申請者につきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして12月11日に全て耕作、適正管理を確認しております。

地域との調和要件は、現況は田、取得後の計画も田となっております。

農作業常時従事要件といたしまして、ご本人が250日以上、奥様が250日以上、年間延べ日数は男性250日、女性250日で要件は全て満たしています。

こちらの方は蓮田市以外にも●●●●に農地をお持ちです。補足説明資料の8ページをご覧ください。●●●●に調査依頼をしまして、●●●●にある農地は全て●●●●農業委員会で耕作済みとの確認済みですが、3筆目の1箇所が現況宅地になっています。こちらは線引き前から宅地であったところで、追認で除外がとれるところになるということでした。通常、蓮田市では先に追認の農転と除外していただいてから農地法第3条の取得の手続きをしていただきますが、●●●●は行っていないとのことで、追認の申請ができるタイミングとしては、ご本人の建物を取り壊して建て替えるなどの新たな建築指導課の許可を仰ぐようなことがない限り、処理はしないとの判断です。●●●●の農業会議ではこのような場合、過去にさかのぼり、農地以外であると確認がとれているとみなして、農地法第3条の申請の問題にはならないという判断で許可をしているそうです。

蓮田市では初めてのケースですので、ご審議をお願いします。申請をすれば間違いなく、追認で農地から外れるということは確実なところ です。

(議 長)

議案第3号の番号2について担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委 員)

住所が蓮田市と●●●●とあるのはなぜですか？

(事務局)

申請者の実家が蓮田で、奥様のお母様の具合が悪いとのことで同居することになり、移ったそうです。農地としては、奥様のご実家が農家であり、●●●●の農地は奥様の農地で、申請者が営農主であります。所有としては奥様、蓮田市の農地は申請者の所有、両方の経営主は申請者が一人でしており、申請場所も何年も前から相対で借りて耕作しているところを買って欲しいとのことで今回の申請に至りました。

(議 長)

他に質問はありますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第3号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号2については承認をすることにいたします。

次に、議案第3号の番号3から6に関連がありますのでつきまして、担当地区委員から併せて説明をお願い申し上げます。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

いずれの方も●●●●から土地を売ってほしいと声をかけられまして、周りの土地も買われているとのことで譲ることになったそうです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明がありましたらお願いいたします。

(事務局)

議案第3号の番号3から6の補足説明をさせていただきます。補足説明資料の11ページをご覧ください。

申請者につきまして、自作地●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件といたしまして12月11日全て耕作を確認しております。

地域との調和要件は、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業従事要件といたしまして、従業員、パート社員合わせまして、●●名おります。各250日以上従事するというので要件は全て満たしています。

今回の所有者のお一人にお話を伺ったところ、元々、竹林化しており、手が付けられない場所ではなかったが、●●●●からお話があり、●●●●は計画よりも少ない面積しか取得できていなく少しでも多く欲しいとのことで、それを了承しましたと伺っております。

(議長)

議案第3号の番号3から6について担当委員及び事務局の説明のとおりでございます。ただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

林のようになっているのですか。

(事務局)

以前はそうでしたが、是正され今は更地になっています。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議長)

質問がございませんので採決をいたします。

議案第3号の番号3から6について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号3から6について承認をすることにいたします。

それでは暫時休憩といたします。

— 休憩 —

(議長)

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第4号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局)

朗読の前に、番号3につきましては提出書類に不足があったため、議案から除かせていただきます。

— 議案第4号、議案書朗読 —

(議長)

議案第4号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

申請者は、対象地の隣の道路側にご両親とお住まいですが、お住いの家が手狭になったと
のことで新築の検討をしていたところ、地権者より譲っていただけることとなりました。申
請地は、学校にも近く立地条件もよいため、売買に至ったとのこと。

申請地は、農地法の違反や事前着工はありません。許可要件を満たしていると思われます
ので、事務局の補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局で補足説明がありましたら、お願いします。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。場所、申請理由等は委員の説明のとおりです。
資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水・雑排水は合併処理浄化槽を経由し全面道路の側溝に接続し、雨
水は宅地内浸透処理となります。

その他として、進入路の2m幅の部分に一部、既存住宅の生垣がかかってしまっていたま
したが、本日現地確認をしたところ生垣もすべて撤去されており、問題はなく、事前着工もあ
りませんでした。

(議長)

議案第4号の番号1については、ただ今、担当委員及び事務局から説明があったとおりで
ございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

(委員)

この対象地は、細かく分筆されていますが、元々は一筆であったのでしょうか。

(事務局)

西側の筆は、1年ほど前に住宅敷地の許可が出ている土地であります。東側の道路まで
以前は同じ筆であったと思われます。

(委 員)

この対象地の筆には、農地と宅地が混在しているということになりますか。

(事務局)

そのとおりです。

(議 長)

他に質問等がありますでしょうか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第４号の番号１について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第４号の番号１について承認をすることにいたします。

続きまして、議案第４号の番号２について、担当地区委員から説明をお願いします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

申請者は従来から太陽光発電に携わっており、以前も今回の譲渡人の方の土地で太陽光発電施設の建設を行ったことがあるとのことです。今回の対象地も、非常に形状が良く、日当たりも良いとのことで太陽光発電にとのことで地権者から合意をいただいたとのことです。

前回の総会の時点では、対象地の前の入口の所に砂利が敷いてあり駐車場で使っていたようで、市の農業委員会事務局からは是正の指導がありまして、確認しましたところ撤去されておりましたので、問題はございません。

その他、事前着工もなく、許可要件を満たしていると思われますので、事務局の補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の７ページをご覧ください。内容は先ほど担当委員より説明いただいたとおりです。

資金計画ですが、事務局の方で確認済みです。

その他につきましては、電機会社への負担金となります。

排水処理について、汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内浸透処理となります。

是正の内容につきましては、委員からの説明のとおりでございます。

(議 長)

議案第4号の番号2につきましては、ただ今、担当地区委員及び事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がございませんので、採決をいたします。

議案第4号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第4号の番号2について承認をすることにいたします。

次に、報告事項に入ります。報告1から報告3について、事務局より朗読と説明をお願い申し上げます。

(事務局) ― 報告1から報告3朗読 ―

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告3について質問等がある方は挙手をお願いします。

(委 員)

報告1番号2の時効取得の理由がわからないのですが、説明をお願いします。

(事務局)

詳しいことはわかりませんが、登記所から時効取得があった場合、速報という形で連絡が入り、登記簿を確認して把握することができます。ご本人からも届け出がありまして、郵送でしたので詳細はわかりませんが、時効取得となりますと長年その土地を借りているため、権利が与えられ取得できるようになるので、それを行使したことだと思います。裁判になったかはわかりませんが、時効取得になりました。

(委 員)

わかりました。

(委 員)

農地のない人でも、農地を取得できることになるということですか。

(事務局)

この方は農家ではなく、農地も一筆だけで農業委員会を通さず、相対で長いこと借りていまして、時効取得となりました。また、相続ですと一般の人でも取得できますが、農地の購入、又は、農地法第3条に関わることになると出来ません。しかし、法的なことになりますと時効取得はできます。

(議長)

他にございますか。

(委員)

報告1の番号3と番号4の●●●●が両方にありますが、どういうことですか。

(事務局)

こちらは2分の1ずつ、ご兄弟での権利の所有となります。

(委員)

●●さんなのですが、時効で取得することによって農地基本台帳に新しく記載されるということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

このような方の事例は、よくあるものなのですか。

(事務局)

昨年1件、今年1件の2件目です。昨年の方は農家さんが時効取得で農地を取得しまして、今回の●●さんのようなケースは初めてです。

(議長)

他にございますか。

なし。

(議長)

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

それでは、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。